

「遺伝子組換え食品の認証と表示の透明性に関する法律案」に対する意見について

民主党政調査会「遺伝子組換え食品の認証と表示の透明性に関する法律案」

パブリックコメント係 御中

平成 13年 8月 17日

社団法人 農林水産先端技術産業振興センター

理事長 畑中 孝晴

東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル7階

TEL: 03-3586-8644

「遺伝子組換え食品の認証と表示の透明性に関する法律案」に対する意見

遺伝子組換え技術は、新世紀の重要課題といわれる食料、環境、医療等の問題を解決するキーテクノロジーの1つと考えられております。当センターでは、遺伝子組換え技術等バイオテクノロジーの研究開発・実用化に対する支援事業のほか、これら技術の農林水産・食品分野への応用について、一般の方々の理解（パブリックアクセプタンス）を高めるため、この技術の有用性、安全性等に関する情報提供、研修、調査研究などの活動を実施しております。

貴党政調査会の標記法案につきましては、概案のため内容の詳細は不明ですが、現段階の案では、下記の事項に問題があると考えますので、本法案には「反対である」旨表明致します。

記

1. 「遺伝子組換え食品に関する表示」については、各界の合意の下に、世界に先駆けて本年4月から新表示制度が実施されており、先ずは、その普及、定着を図ることが重要である。

貴法案では、全ての加工食品について、対象農産物のGMO（遺伝子組換え農産物）原料比率表記を義務付けることとなっているが、現行表示制度で既に、GMOであるか否かを表示させることとなっており、GMO食品を避けたいとする消費者にとっても、十分対応が可能である。

2. 現在流通しているGMO食品は、国において十分な手続きを経て安全性が認められたものであり、消費者の選択の便宜も図られていることから、経済的で円滑な流通を確保する観点からも、過重なGMO原料比率表示の義務付けを求める必要性はないと考える。

3. GMOの検知技術については、研究の進捗により精度の向上がみられるが、例え定量分析法が確立したとしても、栄養成分表示とは異なり、現行表示制度よりも細部にわたるGMO原料比率表示の義務付けは無意味であると考えます。更に、個々の加工食品に混入率を表示させることは、製造工程上からも無理が生じ、いたずらに加工、流通等の現場に混乱を招き、偽表示の発生など不適正な表示が行われるおそれがあり、かえって消費者にとってデメリットとなる。

4. GMO及びGMO食品についての不安感をなくし安心を得るためには、なによりも先ず消費者が、遺伝子組換え技術の本質、安全性評価の手法、遺伝子組換え農作物の研究開発・商品化状況、GMO食品の製造・流通状況等を正しく理解することが重要であるので、幅広く情報の提供を行う必要がある。

国は、積極的にこの活動を推進するとともに、開発者、関連業界・団体にも消費者に情報を提供する等の指導を強化する必要がある。